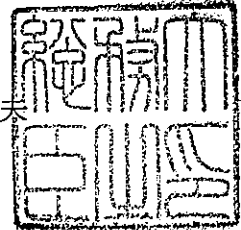




総政企第283号  
平成23年10月21日

統計委員会委員長 殿

総務大臣  
川端 達夫



諮問第40号

就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更  
(名称の変更) について (諮問)

標記について、平成23年10月13日付け総統労第159号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第11条第2項において準用する法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

併せて、基幹統計の指定の変更(名称の変更)に当たり、法第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

## 諮 問 の 概 要

(平成 24 年に実施される就業構造基本調査の計画及び就業構造基本調査(基幹統計)の指定の変更(名称の変更)について)

### I 平成24年に実施される就業構造基本調査の計画

#### 1 調査の目的等

就業構造基本調査は、雇用の構造的な変化を把握する観点から、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにすることを目的として、世帯を対象に実施している調査である。

本調査は、昭和 31 年に第 1 回調査を実施し、その後、昭和 57 年まではおおむね 3 年周期、昭和 58 年以降は 5 年周期で実施しており、旧統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づく指定統計調査として、平成 19 年までに 15 回の調査を実施してきた。平成 21 年 4 月からは、新統計法(平成 19 年法律第 53 号)の全面施行に伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計(就業構造基本調査)を作成するための基幹統計調査として実施している。

本調査の結果は、重点的に取り組むべき雇用・労働政策の方向性の検討や労働時間に関する検討などに利用されているほか、男女共同参画関連施策や地方公共団体における政策立案の検討にも幅広く活用されている。

#### 2 諮問の趣旨

近年、企業間競争の激化、経済の低迷等を背景として、非正規雇用者の増加等就業構造が大きく変化しつつある。また、少子高齢化が急速に進行し、労働力人口の減少が社会全体の課題となる中で、多様な人材を十分に活用する必要があることから、仕事と生活との調和を図るワーク・ライフ・バランスや育児・介護支援の重要性が高まっている。

こうしたことから、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)において、働き方の多様化に対応した労働法制の改正に資する観点や少子高齢化対策及びワーク・ライフ・バランスの実現に資する統計の整備を図る観点から、関係する統計調査において、必要な調査事項の追加等についての検討が求められている。

これらのことを受け、全国及び地域別の就業構造の実態をよりの確に把握するため、報告者の負担に配慮しつつ、調査事項等の変更を行うことについて統計委員会に諮問するものである。

#### 3 主な変更内容

##### (1) 主な調査事項の変更

###### ア 調査内容の追加

###### (ア) 雇用契約期間に関する把握方法の変更

平成 16 年の労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)の改正において有期雇用契約の年限が延長されたことに伴い、有期雇用契約の状況に大きな変化が生じたと考えられるため、その実態をよりの確に捉えるため、「雇用契約期間の定めの有無及び 1 回当たりの雇用契約期間」及び「雇用契約の更新の有無・更新回数」を新たに追加する。

(イ) 育児・介護の状況の追加

今後の少子高齢化対策に資する基礎データを提供する観点から、就業と育児・介護との関係を把握するため、「育児・介護の実施の有無」及び「育児休業・介護休業の取得の有無、休業形態」を新たに追加する。

(ウ) 「収入の種類」の把握単位の変更

「収入の種類」は就業状況と密接に関連する事項であるが、このうち社会保障給付による収入について、雇用保険等の加入状況に関し過去の世帯を対象とする統計調査とそれに関係する業務統計との間にかい離が見受けられる等の状況を勘案すると、把握単位が従来の「世帯」では必ずしも十分かつ正確な調査ができないおそれがあるため、これを「世帯員」に変更する。

(エ) 「卒業年次」の追加

学校卒業時の経済情勢は、その後の雇用形態（正規雇用、非正規雇用等）等を大きく左右していると考えられることから、卒業年次と現在の就業実態との関係を明らかにするために、卒業後30年以内の昭和58年以降の卒業者について、「卒業年次」を追加する。

(オ) 「東日本大震災の仕事への影響」等の追加

東日本大震災が就業状況に与えた影響や震災後の就業異動の状況を把握・分析し、震災関連の雇用対策の効果を検証するため、「震災の仕事への影響（休職、離職等）」、「震災による避難の状況」等を新たに追加する。

## イ 調査内容の充実

(ア) 希望就業時間の調査対象を拡大

ワーク・ライフ・バランスの実現には、個人の置かれた状況に応じた多様な働き方を選択できる環境が確保される必要があることから、希望する就業時間と実際の就業時間とのミスマッチの状況をより一層詳細に分析するため、希望就業時間の調査対象を、従来の継続就業者（現在の仕事を今後も継続する意向を持っている就業者）のみならず、転職希望者等全ての就業者に拡大する。

(イ) 非求職理由の選択肢の変更

非求職理由と出産・育児との関係を分析することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するデータを提供するため、非求職理由の選択肢の一つである「育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」を、「通学のため仕事が続けられそうにない」及び「出産や育児のため仕事が続けられそうにない」に分割する。

## ウ 調査事項の削除

(ア) 「現職への就業理由」の削除

「現職への就業理由」は、「前職の離職理由」との関係から転職の実態を分析するために設けていた調査事項であるが、時系列的に大きな変化はなくなり、把握する必要性が他の項目に比べ低いと考えられるため、報告者の負担軽減等も勘案し削除する。

(イ) 「前職の企業全体の従業者数」の削除

「前職の企業全体の従業者数」は、前職の企業規模が現職の企業規模や雇用形態にどのように影響を与えているかを分析するために設けていた調査事項であるが、時系列的に大きな変化はなくなり、把握する必要性が他の項目と比べ低いと考えられるため、報告者の負担軽減等も勘案し削除する。

(ウ) 9月末1週間の就業・不就業の状態を削除

本項目は、雇用情勢等の地域別実態をきめ細かく捉えることを目的に、平成 14 年就業構造基本調査及び平成 19 年就業構造基本調査（以下「平成 19 年調査」という。）の 2 回にわたり調査してきたが、ふだんの就業及び不就業の状態（以下「ユージュアル・ベース」という。）と月末 1 週間の就業及び不就業の状態（以下「アクチュアル・ベース」という。）の調査事項のクロス集計に基づく結果を分析したところ、就業状態が整合的でないものはごくわずかであったことから、ユージュアル・ベースの項目のみを調査することとし、アクチュアル・ベースの項目を削除する。

## (2) 調査方法の変更

### ア インターネットを用いた回答方式の対象地域の拡大

平成 19 年調査で一部地域（8 都県の 9 市 2 区）において試験的に導入したインターネットを利用して回答を行う方式について、その対象地域を拡大（原則として、全国の県庁所在都市、政令指定都市及び人口 30 万以上の市）して実施する。

### イ コールセンターの設置

本調査に関する報告世帯からの照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置する。

## (3) 集計事項の変更

調査内容の追加・充実を踏まえ、①非正規就業の実態把握に資する集計、②少子高齢化における雇用環境の把握に資する集計、③ワーク・ライフ・バランスの実態把握に資する集計を充実させるとともに、地域別結果の利用の促進を図る観点から、これまでの地域区分（全国、都道府県、政令指定都市、県庁所在都市、人口 30 万以上の市）に加え新たな地域区分（県内ブロック）による集計を行う。また、東日本大震災と雇用との関係の把握に資する集計も行う。

## II 就業構造基本調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）

「就業構造基本調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区別しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

この点を踏まえ、基幹統計調査である就業構造基本調査の結果によって作成される基幹統計の名称を「就業構造基本調査」から適切な名称（案：就業構造基本統計）に変更する。

# 平成24年就業構造基本調査の概要

## 調査の概要

調査の目的：国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにする  
 調査の周期：昭和31～57年までおおむね3年おき、58年以降は5年ごとに実施（平成24年調査は16回目）

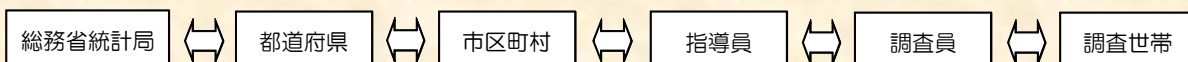
調査日：平成24年10月1日現在

調査対象：全国約3万2千調査区、約51万世帯の15歳以上の者約108万人

調査事項：

- ・有業者に関する事項（従業上の地位、雇用形態、産業、転職又は追加就業の希望の有無等）
- ・無業者に関する事項（就業希望の有無、非就業希望理由等）
- ・前職、初職に関する事項、訓練・自己啓発の有無等

調査の流れ：



利活用状況：

- ・労働関係 ⇒ 雇用・労働政策の企画立案等の基礎資料としての利用や経済財政白書、労働経済白書などの各種白書等での利用
- ・男女共同参画関係 ⇒ 能力開発・生涯学習施策に関する基礎資料としての利用
- ・地方公共団体 ⇒ 都道府県における雇用対策や男女共同参画計画の策定など幅広く利活用

## 近年の重要課題(新たなニーズ)

平成24年調査においては、少子高齢化による労働力人口の減少や非正規雇用の増加に見られる雇用の構造的な変化に対応するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）等における指摘事項を踏まえ、調査内容の見直し等を行う。

- 少子高齢化の進展への対応やワーク・ライフ・バランスの状況の把握
  - ・就業と育児、介護の関係の分析に資する事項の検討
- 非正規雇用の実態の的確な把握
  - ・有期雇用契約の分析に資する事項の検討
- 若年者の雇用問題への対応
  - ・若年層の厳しい雇用状況の分析に資する事項の検討
- 東日本大震災と雇用との関係の把握
- 調査環境の変化を踏まえた調査の効率的な実施

## 平成24年調査のポイント

- 少子高齢社会における雇用環境の把握及びワーク・ライフ・バランスの分析に資するため、育児・介護に関する調査事項として、育児・介護の実施状況、育児休業・介護休業などの取得の有無を追加
- 非正規雇用の実態把握を充実させるため、雇用契約期間に関する調査事項を追加
- 雇用保険等の受給状況を的確に捉えるため、年間収入の把握を世帯から個人単位に変更
- 学卒時の経済情勢と就業実態の関係を明らかにするため、調査事項に学校の卒業時期を追加
- 東日本大震災と雇用との関係を把握するため、震災による離職等の状況や避難の状況を追加
- 地域別の就業の実態を明らかにするための集計の充実（都道府県内ブロック別集計の追加）
- オンライン調査の導入地域の拡大とコールセンターの設置による調査の効率的かつ円滑な実施

## 就業構造基本調査結果の利用状況

## 行政上の施策への利用等

- ① 「産業構造審議会」において、経済成長と公平性を図る上での基礎資料として利用
- ② 「雇用政策研究会」において、重点的に取り組むべき雇用・労働政策の方向性についての議論の基礎資料として利用
- ③ 「労働政策審議会」において、労働条件（労働時間等）に関する議論の基礎資料として利用
- ④ 「男女共同参画会議」において、男女共同参画の視点からみた生活困難者の実態把握及び関連施策検討のための基礎資料として利用
- ⑤ 都道府県等別の就業構造の分析及び地域活性化施策の立案

## 白書等における分析での利用

- ① 経済財政白書
- ② 労働経済白書
- ③ 厚生労働白書
- ④ 青少年白書
- ⑤ 男女共同参画白書
- ⑥ 高齢社会白書
- ⑦ 中小企業白書
- ⑧ ものづくり白書
- ⑨ 子ども・子育て白書
- ⑩ 文部科学白書

## 国民経済計算の推計への利用

国民経済計算における国民所得の推計のための就業者数、雇用者数の算出に利用

## 地方公共団体における利用

- ① 地方公共団体における男女共同参画計画策定の基礎資料として利用
- ② 職業能力開発計画策定の基礎資料として利用